

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0600001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	平成13年12月17日付平成13-12-14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	d	措置済	主に中小企業者との契約において、契約書の債権譲渡の禁止条項に、債権譲渡禁止特約を解除する旨のただし書きを設けてきている。		<p>要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲受業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲受業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」</p>	b	—	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者の拡大については、平成16年度中に導入の是非につき検討し、平成17年度中に導入の可否につき決定することとする。
z0600002	外務省、財務省	消費税免除指定店舗申請の簡素化	租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第1項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（法令解釈通達）3、4（財務省所管）	財務省所管の法体系の下、本制度の申請窓口となっている外務省宛申請がなされ、外務省は右申請を財務省（国税庁）宛に発出し、財務省から各所轄税務署に対して指定通知がなされる。	e, f		<p>外務省は、財務省所管の法体系の下で消費税免除指定店舗申請の窓口業務を行っている。指定店舗を取引場所としている外国公館側にとり、各店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先が特定されることは、第一義的に重要なことである。外務省では、国税庁により店舗が追加的に指定される都度、外国公館に対し、要望に応じて各店舗に関する上記の指定店舗関係情報を英文で提供している。「会社全体としての申請」についての御要望に関しては、財務省所管の法体系との関係もあり財務省が第一次的に検討することになるが、店舗毎の情報は、外国公館側にとっては極めて重要である点も認識頂きたい。</p>		<p>本件、税の軽減ではなく、手続きの簡素化を要望するものである。指定する店舗を特定することが重要であれば、会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届け出ることでも対応可能と考えられる。要望の趣旨等を踏まえ、再度検討されたい。</p>	b		<p>外務省としては、現在の手続きにより確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に、当該会社の店舗を別途届け出ることでも確保され、かつ、それが手続きの簡素化となるのであれば、申請手続き上、問題ないと考えられる。但し、本手続きは、財務省所管の法体系の下にあり、基本的に財務省の考えが重要であると考えられる。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0600001	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z0600002	外務省、財務省	消費税免除指定店舗申請の簡素化	5039	50390037	11	社団法人 リース事業協会	37	消費税免除指定店舗申請の簡素化	外国公館等と免税取引を行うにあたり、事業者は店舗毎に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。この点について、店舗ごとの申請ではなく、会社全体としての申請とすべきである。また、そもそも、事前届出手続きの必要性についても検証すべきである。	会社全体の申請とすることで、取引の迅速化、事務効率化に資する。	事業所の数が多い会社の場合、事前に全事業所の申請を行うことは現実的に難しいこと。また、申請から指定日までには一定期間を要するので、取引開始に間に合わないこともある。さらに、変更が発生した場合も、店舗毎に変更届が必要となり事務処理が極めて煩雑である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0600003	外務省	商用目的での数次の「短期滞在」査証の円滑な発給	外務省設置法 第4条第1項13号	数次査証発給については、通常2国間で数次査証発給についての取りきめを交わすか、或いは我が国が一方的に数次査証の発給を行うものであるが、ASEAN諸国とは数次査証に関する取りきめは交わされていない。一方、我が国の一方的措置として、APECメンバーに対しては一定の要件を満たす者については短期(商用)数次査証を発給している他、要件を満たさない場合でも、個別事情に応じ数次査証を発給している。	a	IV	中国・韓国・査証免除諸国人を除くアジア・大洋州諸国人について、数次の短期滞在査証の現地発給基準の緩和、数次査証有効期間の延長（1年から3年）につき検討している。		APECメンバーに対して、一定の要件を満たす者については短期（商用）数次査証を発給している」とのことであるが、APECメンバーであるASEAN諸国にあるわが国の在外公館によっては、「数次査証は発給していない」との説明のみで、ホームページ等で示されている要件を満たす申請が受理・審査されなかったり、取下げを指導される場合が多い。このような不透明な運用の是正に向け、現行の制度が在外公館の担当者まで周知徹底されるよう必要な措置を講じられたい。また、数次の短期滞在査証の現地発給基準の緩和について、その具体的な措置等を示されたい。	a	IV	これまでも数次査証の発給等に関しては公館ごとの取り扱いに差違がないように周知徹底をしていたが、今後もかかる問題が生じないように注意していきたい。また、数次査証の現地発給基準の緩和については、現在検討中であり、可及的速やかに決定したい。
z0600004	外務省	数次の「研修」査証の発給	出入国管理及び 難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	2国間で数次取りきめがなされていない限り原則的には1次査証を発給している。	e	IV	「研修」で認められる在留期間は6ヶ月或いは1年であり、この期間中に本国と我が国の間を往復するようなことがある場合には、入国管理局にて再入国許可を受ければ、再度査証を取得せずとも日本への入国は可能である。		企業によっては、ASEAN諸国の現地法人を対世界市場等の生産・販売拠点として位置付け、当該現地法人において、年に複数回、新製品等の投入を行うことが多く、そのタイミングは、顧客ニーズ、販売動向などの市場環境の変化にあわせ臨機応変に決定される。従って、新製品の生産等に必要の技能を習得させるため、現地法人に在籍する技術者を対象に日本で行う研修は、新製品の投入時期にあわせ、その時期、期間、内容など機動的に実施されるものであり、必ずしも一定期限内（例えば1年）に予め計画的に行われるものではない。そのため、日本での研修終了後は、現地法人での生産管理等に従事するため、直ちに帰国するのが常であり、仮に（例えば半年で取得した）在留期間が残存していても、次の研修日程が確定していない段階で再入国許可を取得することは制度本来の趣旨に反するものと承知している。また、次の研修日程が確定していたとしても、実施予定日が残存在留期間を超えてしまう場合は、再入国許可制度を利用することはできない。そのため、一旦帰国後、再度「研修」査証を取得することになるが、手続きが煩雑で長期間を要するのみならず、「帰国後1年以上を経過しないと再申請はできない」等の不透明な指導を受けることもある。よって、研修目的で年に複数回、渡航する可能性のある場合は、一定の要件の下、わが国の一方的措置としてAPECメンバーに対して実施している短期（商用）数次査証制度と同様に、「研修」査証についても数次査証を発給できるような制度、あるいは簡易に査証を取得できるような制度の導入を検討いただきたい。	e	IV	そもそも研修の査証は予定されている研修内容が研修の在留資格の活動に合致していると判断された上で右研修期間を基に発給されているものであり、予定されていないものについて研修の査証を出すことはできない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0600003	外務省	商用目的での数次の「短期滞在」 査証の円滑な発給	5078	50780055	11	(社)日本経済団体連合会	55	商用目的での数次の「短期滞在」査証 の円滑な発給	商用目的での数次の「短期滞在」査証 の発給に係る不透明な手続きを改善 し、円滑な発給を実現する。		商用目的での数次の「短期滞在」査証 制度は存在し、在外公館によってはその 要件や添付書類等がホームページ等に 明示されているものの、シンガポールを 除くASEAN諸国においては、実際に査 証が発給されることは稀であり、形式上 の要件を満たす申請が受理・審査され なかったり、窓口で取り下げを指導され ることが多い。 企業のグローバル化が進む中、当該企 業の現地法人に在籍する外国籍管理職 が業務連絡等の商用目的で頻繁に日本 に渡航するケースが増えていることか ら、数次の「短期滞在」査証を求める強 い要望がある。本査証の発給手続きに ついては、行政手続法の趣旨を尊重し て、手続きの透明性を確保し円滑な発 給を図るべきである。	
z0600004	外務省	数次の「研修」査証の発給	5078	50780056	11	(社)日本経済団体連合会	56	数次の「研修」査証の発給	短期間の研修目的で年に複数回渡航する場合に、 数次査証の発給を受けられるようにすべきであ る。		企業のグローバル競争力を高めるため、進出国 への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠で ある。企業によっては、例えば東南アジア諸国に設 置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生 産拠点として位置付け、当該現地法人において、年 に複数回、新製品等の生産を開始することも少なく ない。その際に、当該現地法人に在籍する外国籍 技術者を日本で複数回、これら新製品の生産に必 要な技能を習得させるべく研修させるケースが増え ている。研修の度に「研修」査証を取得するのは煩 雑で長期間を要することから、研修目的で年に複数 回渡航する場合でも、数次査証の発給を受けられ るようにすべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0600005	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	<ul style="list-style-type: none"> 補助金適正化法第22条 補助金適正化法施行令第十四条 補助金適正化法施行令第十四条第一項第二号により各省各庁の長が定める期間について 減価償却資産の運用年数等に関する財務省令 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金適正化法第二十二条に基づく財産処分制限期間は、減価償却資産の運用年数等に関する財務省令を準用している。 	d	措置済	<ul style="list-style-type: none"> 当省においては、財務省令を準用して財産処分制限期間を定めてきているため、要望者の要望には即している。 		各府省庁において、処分制限期間が統一されていないことが問題であり、各府省庁が統一して同じ基準となるように調整されたい。	d	—	処分制限期間について統一的な基準を示すのは当省ではないところ、調整の可否につき回答する立場にない。一方、各府省統一基準が策定された場合には、当省としては、同基準に従って運用していくこととなる。
z0600006	外務省	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第1項13号 	我が国が査証免除をしていない国の国民は査証が必要である。	c	IV	我が国とアジア諸国との人的交流促進の観点から、平成16年3月1日より韓国人修学旅行生に対する査証免除、4月1日より、香港SAR旅券及び英国BNO旅券所持者（香港居住権者）に対する査証免除を実施している。その他の査証免除措置の導入についても、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ順次検討していく。		観光産業振興等の観点から、更なる発給手続きの簡素化、査証免除等を進められたい。また、貴省の回答では、「その他の査証免除措置の導入についても、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ順次検討していく」とのことであるが、現在の検討状況等について具体的に示されたい。	c	IV	これまでも査証発給手続きの簡素化、査証免除については、出入国管理や治安対策等の観点を考慮しつつできる限り行ってきているところ、今後ともこれまで同様、上記の観点を総合的に考慮しつつ実施の可否について引き続き検討していきたい。なお、現在進めている査証免除措置の導入については相手国との関係等もあることから回答は差し控えたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0600005	全省庁(人事院 と金融庁を除く)	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一(一本化)を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの(例 鉄筋コンクリート)や購入したもの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
z0600006	外務省	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	5095	50950014	11	東京都	14	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除等を行うこと。		・訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の4分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 ・都は「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を倍増する目標を掲げている。 ・しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0600007	外務省	愛知万博期間中における訪日韓国人 観光客への入国査証の免除	出入国管理及び 難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	平成16年3月1日より韓国人修学 旅行生に対する査証免除を実施し ているが、一般の韓国人は査証が 必要である。	a	IV	韓国側の新型旅券の導入を前提に 平成17年に期間限定の査証免除 の実施をする予定である。					
z0600008	外務省	愛知万博期間中における訪日台湾人 観光客への入国査証の免除	出入国管理及び 難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	台湾人観光客の日本入国には査 証が必要である。	c	I	台湾への査証免除については、入 国管理及び難民認定法第6条の 「外国政府への通告」との整合性 が問題となっていると承知してい るが、外務省としては、まずは、修学 旅行生に対する手続き緩和措置を 検討しているところである。なお、 台湾人については、原則翌日査証 が発給されている。		貴省の回答では、「外国政府への 通告との整合性が問題」であるた め、台湾人の査証免除は困難とし ているが、本件が査証免除に当 たつての最大の問題であるのか、ご 教示いただきたい。また、仮に査証 免除が困難な場合において、査証 発給を翌日ではなく、当日発給が 可能となるよう検討されたい。	c	I	査証免除の実施のためには入管法 6条の条件に適合することが必須で あり、査証免除の実施における最 大の問題であると認識している。ま た、人的交流の促進の観点から査 証発給はできる限り迅速に行うよ うにしているが、出入国管理や治安 対策の観点からの審査が必要であ り、これ以上の迅速化は困難であ る。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0600007	外務省	愛知万博期間中における訪日韓国人観光客への入国査証の免除	5133	51330001	11	愛知県	1	愛知万博期間中における訪日韓国人観光客への入国査証の免除	韓国人に対する期間限定査証免除については、2005年日本国際博覧会（愛知万博）が開催される平成17年3月から9月まで実施して戴きたい。	愛知万博を訪れる韓国人観光客の誘致拡大	韓国人への期間限定査証免除は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において平成17年度中に措置されることとされているが、平成17年3月に開幕する愛知万博には極めて多数の韓国人観光客が見学を訪れると想定されており、これら韓国人観光客が規制緩和のメリットを最大限享受することができるよう、平成16年度（遅くとも万博が開幕する平成17年3月）から査証免除を実施して戴きたい。なお、同計画では、期間限定の査証免除の前提条件として、韓国側が偽変造対策を強化した新型旅券（パスポート）を導入することが挙げられているが、これについては平成16年11月から導入される予定である。	資料1-1 中日新聞（15.11.6） 読売新聞（16.3.8） 資料1-2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抜粋） 資料1-3 愛知県統一要望（抜粋） 資料1-4 地域再生提案募集（16年1月）での外務省応答 日韓基本条約の締結 1965年6月22日
z0600008	外務省	愛知万博期間中における訪日台湾人観光客への入国査証の免除	5133	51330002	11	愛知県	2	愛知万博期間中における訪日台湾人観光客への入国査証の免除	台湾人観光客がわが国を訪問するためには、入国査証の取得が必要だが、平成17年3月から9月にかけて開催される2005年日本国際博覧会（愛知万博）期間中には、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して戴きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	愛知万博は21世紀最初の国際博覧会として各国の期待も大きいことから、海外を含め多くの来場者を迎え入れ、是非でも成功させなければならない。しかし、主要な誘客目標の1つである台湾については、現在、入国査証が必要であり、その発給手続きの煩雑さ等が訪日観光の阻害要因となっている。このため、博覧会期間中の特例として、愛知万博期間中については、台湾人観光客への査証免除をお願いしたい。期間限定の査証免除は、2002年ワールドカップサッカー大会開催時に韓国に対して行われており、同年の訪日韓国人観光客は大きく増大（前年比15.9%増）する一方で、韓国人の不法滞在者は減少（前年比15%減）している。査証免除対象国の拡大は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）の決定事項でもあるので、万博期間中の特例を通じて、台湾への査証免除に関する効果の検証・評価を行うようお願いしたい。	資料2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抜粋）

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0600009	外務省	台湾人修学旅行者に対する入国査証の免除	出入国管理及び 難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	台湾人修学旅行者の日本入国には査証が必要である。	c	l	台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討しているところである。		貴省の回答では、「まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討している」とのことであるが、その具体的な検討内容について示されたい。また、その緩和措置に関する実施時期等についても示されたい。	c	l	緩和措置の内容及び実施時期については現在検討中であり、現段階において明言することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0600009	外務省	台湾人修学旅行者に対する入国査証の免除	5133	51330003	11	愛知県	3	台湾人修学旅行者に対する入国査証の免除	愛知万博が開幕する平成17年3月までに台湾修学旅行者に対して入国査証を免除して戴きたい。	台湾からの修学旅行者の誘致拡大	<p>本県は、県内に数多く存在する企業博物館、工場遺構、生産現場などを資源とする産業観光を推進している。産業観光は、学習効果が大いことから、修学旅行の旅行先にと国内外に対して積極的にPRを図っており、特に、海外については韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としている。このうち、台湾については、日本に対する関心も高く、今後訪日修学旅行が大きく増大することが期待されるが、現在、訪日には入国査証の取得が必要であり、このことが旅行者拡大の障壁の1つとなっている。しかし、修学旅行者については、不法滞在等を引き起こす懸念が極めて低いことから、先行して認められた韓国人修学旅行者や、現在検討が進められている中国人修学旅行者と同様、入国査証を免除するようお願いしたい。なお、訪日する韓国人修学旅行者は、今般の入国査証の免除により、順調に増大している。</p>	資料3 朝日新聞(16.5.29) 観光経済新聞(16.6.5)